

# 第 137 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 137 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 22 年 9 月 7 日（火）17：26～18：52  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 国立病院機構の物品調達業務（（独）国立病院機構）
- 財務局の未利用国有地の管理等業務（財務省）
- 財務局の普通財産の管理処分等業務（財務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（（独）国立病院機構）

企画経営部 大鶴部長、指導課 和田課長、曾川係長

厚生労働省医政局 政策医療課 国立病院管理室 宇口室長、竹内室長補佐、荒井係長

（財務省）

理財局国有財産業務課 其田課長、小池大臣官房専門調査官、山田課長補佐

関東財務局 管財第二部 審理第一課 江原課長

（事務局）

館事務局長、和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 137 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人国立病院機構の「物品調達業務」の実施要項（案）、財務省の「財務局の未利用国有地の管理等業務」、「財務局の普通財産の管理処分等業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、「国立病院機構の物品調達業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国立病院機構企画経営部大鶴部長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○大鶴（独）国立病院機構企画経営部長 国立病院機構の大鶴でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、今日のメインテーマ、「パブリックコメントの結果」ということでございますけれども、その前に前回の御議論を踏まえまして少し要項（案）を直した点がございまして、それだけ申し上げます。

プレゼンテーションの位置づけを実施要項上きちんとするというところで、プレゼンテーションを踏まえて落札者の評価を行うということと、評価に当たっては外部有識者を含めて行うということを追記させていただいておりますので御了解いただければと思います。

それでは、パブリックコメントの状況について御報告申し上げます。資料の方で見てくださいと、主に今回対象となるような通販会社の方、3 者からいろいろ御意見なり、会社のこういう事業をやっていますとか、要項に対する意見に限らず、自分の会社はこういうことをやっているとか、そういう意見もいろいろございましたが、主な意見として 17 項目ぐらい、そうした要項に関わってくるものについて整理しております。事項ごとに少しまとめて、どういう内容のものであったかということで資料をつくっております。

まず、手続の流れに即して事項を整理しておりますので、それでご覧いただければと思います。

最初は、品目リストに関わることについて大きく 4 点ありました。

1 つ目が、品目リストに同等品やプライベートブランドの選定を可能にするようにということで、あるいは一般的な商品名があるものについては参考にした商品、品番などはありますかということでございました。

これについての考え方ですが、一般的な名称で知っているものについては市販のカタログをそれぞれ各会社から出していただくことにしていますが、そこに載っているようなものであればどういふものでも結構ですということです。プライベート商品についても、当然それを選んでいただいても構わないということです。商品は、同等品というのは特定の商品の補充品などがありまして、それで代替性がないもの以外は基本的には同等品も可能と考えております。こういう点を明確にしているというところでございます。商品目リストの中に、そういうふうに記述しております。

2 つ目が、入札のときの予定数量とか単価がありますけれども、そこで記載の単位と異なるような業務用のパックで品物を売っているようなときがあります。これは、考え方の欄の例を見てくださいと、品目リストの方ではコピー用紙 1 箱と例えば書いてあったときに、事業者の方は 1 箱

であれば 1,000 円で売っている。ただ、10 箱だと 9,000 円というふうになります。あるいは、100 箱だと 8 万円というような形で売っていますよというときに、1 箱が 1,000 円であるのであればそれが 1 箱の価格ということで設定してください。

ただ、カタログの方には、10 箱であれば、9,000 円になるというようなことを書いていただければ、そういう形での発注を今度病院側でする際には考えてやります。ただ、入札のときの競争の条件としては、1 箱で各社算定して競争条件を見ていこうということになりますのでこれで記載して、実際の発注はカタログの方に記載していただければ、それをベースにやることになりますということです。

それから、品目リストについてはエクセルファイルなどで提供してくれということで、これは入札公告しましたらお配りできるような形で配布するというふうにしたいと思っています。

それから、今回我々も病院はいろいろ商品、すべての事務消耗品について集めておりますのでリスト化してはいたしましたが、よく事業者の方がご覧いただきますと重複しているような商品がありますというのでも細かく見ていただきましたので、これはリサイクル品はある表記のある商品とか、純正品とか、結構細かく見ていただいたものについては、そうした御意見を踏まえて品目リストの見直しを今回やっております。

2 つ目の御意見で契約単位について、こちらの会社の方は 1 企業については 1 契約で運用しているということでもございました。あるいは、機構本部で取りまとめてくれないかということでもございましたが、私たち病院はそれぞれ自主性を持って事業運営するということをベースにしておりまして、各病院が区分経理で契約をしていただくというスタイルで事業をしておりますので、それはそうしてお願いしたいと思っておりますが、本部の方で便宜を図って取りまとめて契約をするということで、契約書の取りまとめはやらせていただくということで考えておりますので、これで実施要項（案）を変えております。

次のページですが、購入方法についての御意見がありました。これは御質問がきていまして、どのような形で三者の併売を実施するのか。単品ごとに事業者が変わる、どの方から買うかが変わると病院の方で不便じゃないでしょうかということです。それで、エリアごとに事業者を分けるとか、商品ごとに購入事業者を分けたらどうかというような御意見がありましたけれども、これは今回の競争入札の趣旨から言って、各病院が品目ごとにどの事業者から買うかをカタログで選べるということが今回のメリットだと考えておりますので、特定のエリアごとに事業者を限定するとか、商品ごとに事業者を決めてしまうのではなくて、カタログを見ながら価格と内容を見て病院で自由に選べる形での契約を進めたいということで、今のところ受託事業者の特定は想定していないということでもあります。

次に、納品日についての御意見がありました。これは、考え方の（注）のところを見ていただきますと、考え方のところに※が書いてありまして、こういうふうに修文できませんかということできています。

1 つは、午前 8 時半から午後 5 時 15 分までの時間帯に納品してくださいというのを要項（案）で書いてありましたけれども、これを削った案で出してこられています。ただ、これはこの時間帯

の何時でなければいけないというようなことを否定するという趣旨ではございませんで、病院側が通常開いている時間内に配達してくださいという趣旨で書いておりますので、この時間帯以外は病院の方も開いておりませんので特定の時間を指定したものではない。この病院の開いている時間内に納品をお願いしたいということで御説明させていただいております。

また、交通事情等によらない事業者側の都合で納品できないようなこともありますということなのですが、やむを得ない事情がある場合は、これは御相談ですけれども、基本的には原則翌々日以降の病院が指定した日、あるいは翌々日までに納品できるということをお願いしたいと思っております。

検収方法ですけれども、ここもアンダーラインで「具体的な検収の方法および検収とお支払いの関係性」について教えてくださいということで、これも発送したものについての請求をするという発送段階での請求ができないかということです。私たちは、やはりこちらの方に届いたということのをきちんとチェックしたのについて支払いをさせていただきたいと思っております、向こうが発送したのについて請求ができるという形ではなくて、うちの方で受け取ったものをチェックして、それについて支払いをさせていただくという形で進めさせていただければと思っております。これは事務消耗品に限らず、いろいろなものを購入していますけれども、それについて同じように検収してお支払いをするということをやっておりますので、これはこのスタイルでお願いしたい。

あとは返送料のところですが、御意見としては事業者側に責めがない場合の返品負担、御返品に関する送料は御利用者のお客様の負担で、弊社よりお客様に請求することはないということです。これは基本的にはこの右に書いていますけれども、責めがある場合、ない場合にかかわらず、基本的には品物を納品してもらう。それで、品物に問題がある場合は返送するということも含めて送ってもらうのと、問題がある場合にお返しする配送の事務全般について事業者側をお願いをしよう、契約をしようと思っております、その場合にもし先方に問題がない場合は、ではその負担をどうするかというのはその事業者と契約をすればいいという形で、物品の輸送についても一括してこの事業者と契約をさせていただければと思っております。これは、特定の場合だけ、別に病院が輸送を運送会社と契約するという手間になりますとかなりまた別の作業が入ってきますので、事務消耗品のやり取りについては落札事業者とまとめてやれば事務ができるということをお願いしたいと思っております。

次は、報告の関係です。これは、一般には文書で送ってもらうなりということが念頭にありますけれども、我々としては御要望で、これはウェブでカタログをするんですけれども、ウェブサイトにあたって、そこで報告書の内容をこちらの方からダウンロードするという仕組みができないかということでしたが、それはそれで我々としてもそういう形での報告をいただくのは構わないということで実施要項（案）を見直しております。報告を電子的に、かつこちらの方でウェブサイトにあたって購入状況を確認するということが可能だというふうに変えさせていただいております。

あとは、6か月ごとにカタログの価格なり商品を見直していただくということにしておりますけれども、それを6か月前の10日間に、我々の情報提供を受けてどういう商品がどういうふう売れているからどの商品を入れる、あるいは幾らぐらいの品物がいいということで見直してもらいま

すが、10日ではちょっと短い。最低でも3週間程度、品目が確定している場合は2週間程度での対応は可能だということですので、これは今10日としておりましたけれども、15日まで延ばして、15日間で価格改定の検討をお願いしたいというふうに検討期間を延ばすということで実施要項(案)を変更したいと思っております。

最後に価格改定の関係では、このカタログ業者以外でもっと安い事業者があればその事業者との契約も可能とするということを書いて、できるだけ競争を促進するという仕組みにしておりますけれども、それに対してメーカーが途中で販売価格を変更したので途中で値下げが相手方はできたという場合に限って欲しいというような御意見がきております。これは、基本的にはやはりその時々で安いものを購入したいということで、3つの事業者でそれぞれ商品の競争をしながら選ぶという構造にしておりますので、もし途中で安いものが出てきて、私たちが安いものを見つけた場合は、それはすぐそのとき直せというのではなくて、6か月ごとに商品価格を見直す際に十分勘案して、もう一度幾らで収められるかという価格を決めていただくことになっております。

ですから、その都度やれということではなくて、6か月ごとのタームで見直しをしていただく。その中で、是非そうした商品があれば価格の中に取り入れていってほしいということですので、これも今の仕組みの中で是非お願いしたいと思っております。

以上がパブコメの状況でございます、できるところは私たちも要項(案)を変えて、できるだけ競争を働かせた仕組みで進めさせていただければと思っております。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、実施要項(案)の変更については前回の当小委員会における議論を経て、特にプレゼンテーションの取扱いの明確化、それから落札者決定に当たっての評価者の中立性等を担保する意味での外部有識者の意見というものが含まれておまして、これについては大体この形でのよろしいのではないかと思います。是非、こういう形で中立性、公正性を踏まえた落札者の選定をお願いしたいと思っております。

それからパブコメの件ですが、大きな変更でもありませんけれども、変更した点は⑮の価格改定の期間を10日から15日にするということが変更点と言えば変更点でしょうか。

○大鶴部長 さっきの箱ごとでディスカウントできるようなものは価格掲載できますとか、あとは本部で取りまとめをして、契約は病院ごとにやっていただきますけれども、その事務については本部で取りまとめをするというのも実施要項(案)で明記しております。

○逢見副主査 この辺の変更点は、大体リーズナブルなものと理解していいわけですか。

○大鶴部長 はい。

○逢見副主査 私の方からは、特にありません。

○小林副主査 この⑧のパブコメの、「原則1企業・団体様につき1契約」というのが、一般企業の業務慣行といたしますか、そういうものだという理解でよろしいんですね。3者からすべてあったというわけではなくて、1者からあったということですか。

○和田(独)国立病院機構企画経営部指導課長 意見は1者でございます。

○小林副主査 実施要項(案)の変更につきましても今、逢見委員がおっしゃったとおり明確になっていると思います。

では、この実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましても本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催せず、実施要項(案)の取扱い、監理委員会の報告資料の作成については私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、何か内容等に疑義が生じた場合には事務局から委員にお知らせして、適宜意見交換させていただくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立病院機構におかれましては、この本実施要項(案)に沿って適切に競争性を確保しながら事業を実施していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、ありがとうございます。

((独) 国立病院機構関係者退室・財務省関係者入室)

○小林副主査 それでは、続きまして財務省の「財務局の未利用国有地の管理等業務」及び「財務局の普通財産の管理処分等業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、財務省理財局国有財産業務課其田課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項(案)の内容等について2本まとめて御説明をお願いしたいと思います。

御説明は20分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○其田財務省理財局国有財産業務課長 財務省の理財局で国有財産業務課長をしております其田でございます。よろしくお願ひいたします。

実施要項(案)に入ります前に、横のこういった紙を1枚お手元に配布させていただいております。ざっくり国で持っております不動産でどんな仕事をしているのかということを少しだけ御説明をさせていただきます。

冒頭、タイトルのところに「普通財産」と書いてございますけれども、国の不動産の中には庁舎などで使っているもの、これは行政財産というふうに呼んでおまして、それ以外のもの、基本的には使っていないもの、これを普通財産というふうに法律上呼んでおります。

それで、大きく2つの業務に分けて書いてございますけれども、左側が「未利用国有地の管理等業務」というタイトルになっておりますが、これは使っていない土地を基本的には売りに出すための一連の作業であります。

中の四角に囲ってありますように、最初に「物件調査」、物件調査の結果、調書作成というふうに書いてございますが、これは民間で不動産の売買を行うときに重要事項説明書というたくさんいろいろなことを書いた書類を不動産屋さんが御説明されますけれども、それに相当するような書類でございます。調査をして物件整備、これは現場のいろいろな管理です。柵をきちんと立てておく

とか、草刈をするとか、樹木を伐採するとか、そういう現場の管理です。

そして、最終的には一般競争入札をするわけですが、「一般競争入札の補助」と書いてございますが、これは具体的には先ほど申し上げた『物件調書』というような冊子になって本になるんですけども、こういったものを配布するという仕事を入札補助と言っております。こういった仕事の一つのくくりになります。

右側の方のくくりはどのような仕事かといいますと「普通財産の管理処分等業務」ということで、未利用と書いていないところからも少しおわかりいただけるかと思っておりますけれども、四角の中に書いてある丸の1つ目ですが、使用者、権利者に対する売払い契約です。

これで典型的に多いのは物納財産がございまして、土地が相続税物納で物納されるのですが、土地の上に借地人さんがおられて家が建って住んでおられるという財産がたくさんございます。こういった貸付けが全国で3万件ほどございますけれども、そういった人たちに対する売払いをするとか、貸付けの際の改定作業をするといった契約手続関係の仕事であります。ですから、これは、左側の仕事が主に土地相手の仕事であるのに対して、右側の仕事は相手の方がいらっしゃるというか、契約相手方がいるといったことが業務の特徴としてはあるかと思っております。

丸の上から3つがそれらの仕事になりまして、最後に「国有財産台帳価格改定業務」というものがございます。これは、今は国有財産台帳というものの評価を5年に1回見直しておりますけれども、今時、資産の価格を5年に1回しか見直さないというのは余りにのんびりしているんじゃないかというようなことで今、見直しをしております、毎年見直そうということの方向で予定をしております。その改定作業でございます。

今、申し上げたような、左の要らない土地を売る仕事と、契約の手続をする2つのパッケージをもって、今回民間競争入札を実施したいと思っております。

左側の方の仕事は関東財務局で実施をしたいと思っております、右側の方は全国で行いたいと思っております。どうして左は関東なのかと申し上げますと、やはり物件数が圧倒的に関東財務局が多くて、1つのビジネスとして成り立ちやすいということ。地方ではなかなかそこまでいかないといった事情がございまして。

それでは、実施要項（案）の方にまいります。未利用国有地という左側のお仕事に関する実施要項でございまして。

厚い束になっておりますけれども、1ページ目の1つ目の対象公共サービス、サービスの内容でございまして。仕事の内容としては先ほど御説明申し上げましたので省略をいたしますが、(2)は対象地区ということで、地域の割振りを①首都圏、それから②が北関東、信越というふうに分けて実施したいと思っております。ここで、首都圏には1都3県のほかに山梨を入れてございまして。

それで、①のなお書きのところに補助に関する業務、先ほど申し上げたように案内書を配る業務ですが、これは2つに分けても非効率でありましょうし、やはり首都圏から全部やる方が効率的であろうということで首都圏の方に1つ束ねてございまして。

「業務内容」は先ほど御説明しましたのでずっと省略をいたしまして、あとは少し特徴的なとこ



ろを御説明したいと思います。

4 ページの「サービスの質の設定」のところでございます。今、申し上げたような仕事、書類をつくる、それから現場の管理をするといったときに何でサービスの質を図るかということですが、1 つは処理期間というものを考えております。

別紙3 というところに処理期間の一覧表が載せてあります。29 ページになりますけれども、例えば先ほどのようなちょっと分厚い書類がありました、重要事項説明書のようなものをつくるには一定の期間がかかりますので、例えば3 か月以内というふうになっておりますし、草刈であれば個別にこの草刈をしてくださいというようなことだと14 日以内というふうに、個別に仕事の性格に応じてこのような期間を定めております。これを、この期間内に処理していただくというのが1 つのサービスのクオリティとして考えております。

4 ページに戻っていただいて、2 つ目がきちんと情報を適正に管理をしてくださいということであります。各種情報というのは、物件調書をつくる時に近隣の情報でありますとか、いろいろな情報が関わってまいります、これをきちんと管理するということ。

それから、③に書いてある3 番目が「適確な調査」ということで、これはまさに物件調書をきちんと正しく作成していただく。必要なことを調べていただくということを3 つ目のサービスのクオリティとして設定いたしております。

5 ページにまいりまして、「(7) 創意工夫の発揮可能性」というところで、これはまさに民間のお知恵で何かもう少し効率的にやれることはないでしょうかということ、全体的な方法でありますとか、あるいは従来の手続きですね。これが必ずしも最適かどうかわからないので、こういったところについて御提案をいただきたいといったことであります。

それから、(8) の支払方法でありますけれども、①のところに「業務委託契約（単価契約）とする」というふうに書いてございます。さっき見ていただいたように、少し難しい書類をつくるものから、あるいは草刈とか、柵を設置するとか、相当にいろいろな業務がパッケージとして入っている委託でございますので、1 つひとつの仕事ごとに定めた単価でお支払いをするということになります。

それからもう1 つは総件数がはっきり、例えば物を買うときのように100 個とか、あるいは初めから物件が全部1,000 件とか確定しているわけではありませぬので、件数が少しブレるということもありまして単価契約1 件当たり幾らという支払方法になっております。

次に、6 ページにまいりまして2. の実施期間ですけれども、これは3 年の期間を考えております。やはり今は関東財務局でこの事業を一般競争入札で業務委託にアウトソーシングは既にしておりますけれども、1 年ごとの入札契約でございますので、なかなかその業者の方もいろいろ人を採用したり勉強させたりしても、1 年では元が取りづらいというようなこともあるでしょうということで、少し長い期間、3 か年を取っております。

それから、次の入札参加資格でございますけれども、これは別紙5、33 ページになりますが、ここにそれぞれいろいろな業務に応じて資格を定めてございます。これは、例えば1 つの業務を個別にお願いすることは今でもあるわけですけれども、それぞれ法令に基づいて、土壤汚染であれば土

壤汚染対策法の指定機関でありますとか、アスベストの調査であればその専門性のわかる第一種作業環境測定士というふうに、それぞれかなり専門性の高い仕事がありますので、そういうものについては必要な資格を定めているということでございます。

次に7ページの方にまいりまして、(9)で入札参加資格に関連したところでございますけれども、グループでの参加を認めております。これは、先ほど見ていただいたようにかなりいろいろな種類の仕事が入っておりますので、1つの会社でこういったことを全部網羅するというのはなかなか難しいでしょうということ。あるいは地理的な要因もあって、この地域であれば遠くまで行くのはというようなこともあるでしょうということで、ジョイントでの応募ということ認めるスタイルにしたいと思っております。

それから、スケジュールでございます。7ページの下の方でございますように、御審議をいただいて、このまま手続を進めさせて、順調にいきますれば11月下旬ごろに入札公告をいたしまして、入札を受け付けていくのが来年の年明け、1月下旬ごろということで、その間に入札説明会とか質疑応答という時間を少しゆっくり取って、このようなスケジュールでやっていきたいと思っております。それで、年度初め、ちょっとページが切れてしまって申し訳ないですが、4月1日の契約を目指していきたいというスケジュールです。

それから入札関係でございますが、8ページの(2)のところずっと書いてございますけれども、「③入札書の内容」というところをご覧くださいますと、入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は業務ごとの単価、先ほど申し上げたように幾つか種類がありますので、その単価に予定件数を掛け算した金額、例えば50円のもの100件とか、30円のもの200件とかということですね。その金額と、その総額を記載するといった形式になっております。

それから、提案書でございます。これは、後で御説明をさせていただく評価基準にいろいろな内容が入っておりますので、その評価基準になっている項目ごとの提案を書いてくださいということでもあります。

それから⑥のところ書いてございますが、提案書の中身等々についてヒアリングを行いたいと思っております。

それから9ページ、5.のところでございますが、事業者を決定するための評価基準でございますけれども、これは総合評価方式で行いたいと思っております。

「評価の方法」でありますけれども、評価基準の方は35ページ、別紙6のところ書いてございます。これは、多くのこういった総合評価のときの項目と比較的似たような項目になっているかと思っておりますけれども、体制面、それから業務内容がうまくできるでしょうかとか、処理方法、処理計画といったような項目ごとに具体的な評価内容が右側に記載されています。

各項目で基礎点と加点というふうに2つのパートに分かれておりますけれども、基礎点は必ず満たしてくださいという項目、加点はこれは幅があるでしょうといった項目であります。基礎点を合計しますと35点、加点を合計しますと65点、合わせて100点になっております。そういう意味で、基礎点は全部満たしてくださいということで、ここは35点を取れないと失格になってしまいます。この35点は全部取ってください。あとは加点で、65点のうち何点プラスされるでしょうかとい

った点の付け方です。

9 ページにずっとそういったことが載っておりまして、10 ページにその落札の具体的な方法が書いてあります。10 ページの①のところで総合評価点、一番下の行に式みたいなものを書いてありますけれども、総合評価点 = (基礎点 (35 点) + 加点項目審査による加点)、これは 65 点のうちの何点取れたかということですのでけれども、この点数を先ほど最初に出てきた入札価格、値段の方で割るといった総合評価で多く用いられている形式であります。

次の 6. は従来の実施状況ということでございますが、36 ページのところに実施状況を大体これまでどのくらいの業務量だったのかということが書いてございます。これは先ほど申しあげましたように、関東財務局で既に一括して外部に委託をしておりますので、委託の実績としてこちらに数字が掲げてございます。

それから、その次でございますが、7. のところで事業者に使用させることができる国有財産ということで、これは何かを使わせるということではないんですけれども、当然、先ほどのように土地の物件調査がありますので、その土地の中には入っていただけるように調べていただいて結構ですということになっております。

そのほかはおおむね通常の民間競争入札と余り変わりませんが、最後の方で 15 ページの 10. のところ、評価に関する事項ということで、これは競争をやったことに対する評価をどういうふうにやりますかというところでございますけれども、1 つ目の時期としましては平成 25 年 3 月末時点ということで、先ほど申しあげましたように 3 年間で予定しておりますので、2 年経過したところで国が調査をしたい。

「調査の方法」としては、国が調査をいたします。

3 番目の「調査項目」といたしましては、先ほどサービスのクオリティとしてどういうもので測るかということをお説明したところから出てきました内容、業務の処理期間がどうであったか。情報管理がちゃんとされていたか。それから、適確な物件の調査がされていたか。最後に、これが一番国としても大事なのですけれども、要した経費がどうであったのか。この 4 項目を調査したいと思っております。未利用地の管理等業務については以上でございます。

続きまして、普通財産の管理処分等業務という方の実施要項(案)について御説明をいたします。これも、業務の内容は先ほど少し御説明しましたので少し省略をさせていただきます、3 ページの「一般的事項」というところでございますが、(3) の①の「業務処理手続等」の最後の 2 行ぐらい、「なお」のところに書いてございますが、「なお、国は民間事業者に対し事務処理に必要な手引き(マニュアル)を貸与する」となっております。これは、先ほど申しあげたように借地人さんに対する契約であったり、売買であったり、貸付けの契約の更新であったりということで、基本的には民法でありますとか借地借家法の適用を受けるといったお仕事で、不動産の仕事の専門家であればそこでの知識、経験というのはあると思うのですが、一方で国の仕事でございますので、財政法でありますとか会計法の制約を受ける部分がございます。

それから、先ほど数字を少し申しあげましたが、3 万件ぐらいそういう貸付け相手方がいて、それがやはり不公平感があるてはいけないということで、全国統一で行うために手続を通達などで定

めております。そういったものを承知の上で、そのルールにのっとってやっていただかなければいけない部分がありますので、ここでマニュアルの貸与というふうに書いてございます。

それに関連しまして、その次のページの③では、そういった部分があるので事業者が必要な研修を実施しなければならないというふうに研修を義務付けておりますけれども、これには国の職員が協力をいたしまして、例えば講師をしてほしいということであれば国の職員が講師をするというようなことも考えております。

それから、4ページの下の方にまいりましてサービスのクオリティの部分でございます。5ページの方になりますが、これもやはり1つ目には処理期間ということを考えております。その下に表が掲げてございますけれども、売払い、譲与、交換というときであれば30日というように、ここで一定の日にちを定めてございます。ただ、先ほどの更地を売るための手続作業とは違しまして、これは契約等々でございまして相手のあることなので、必ずしもやりたいからと言っても向こうが何かを返してくれなければ手続は終わらないということが往々にしてございますので、ここはなお書きで、何か特殊なことがあって難しい場合には理由を記載して、そこをキャンセルするというような手続を定めております。

それから、サービスのクオリティの2つ目は先ほどと同じように、情報の適正な管理ということ掲げてございます。

それから、(5)の「創意工夫の発揮可能性」ということで御提案をいただく部分、これは先ほどの業務と同じでございます。

それから、次のページにまいりまして「(6)委託費等の支払方法」でございます。これも①のところ、「業務委託契約(単価契約)」ということで、こちら単価契約1つひとつ、1件終わるごとに幾らというようなカウントをするといった方法を取っております。これも件数が初めからわかっていないという事情と、それから仕事によってそれぞれ単価が大きく違うといった理由によるものです。

それから、少し特殊な話としまして、6ページの(7)に費用負担と書いてございます。

ちょっとその前に前後して恐縮なのですが、11ページをご覧いただきたいと思います。11ページの7.のところ、先ほどもちょっと出てまいりましたが、事業者に使用させることができる国有財産ということで、先ほどのケースでは土地に入っているだけですとだけだったのですが、今回はそういう多くの相手方のお仕事をするというようなこともありまして、国が入居する庁舎の一部を無償で使うことができるということで、庁舎の一角で仕事をすることを認めるスキームになっております。

(2)のところでは、そのときに必要な機器・設備を持ち込むことができるという規定も置いております。

そういったことで、庁舎で仕事をしていただくということを想定している関係で7ページに戻っていただきまして、その事業者が庁舎で何かをしたときのコストの負担のことをあらかじめはっきりさせておこうということで、庁舎の中でコピーを取ったりしたときは国が負担をします。庁舎中の電話を使ったときも国が負担をします。それから、電気・ガス等のインフラも無償にしますと

というような規定をここで明示的に書いております。

次に、7ページの2.の実施期間、これも先ほどと同様3か年を想定しております。

それから入札参加資格でございますが、これは先ほどのようにいろいろな仕事があつて、それぞれに関して資格が要るということではございませんで、(2)のところに書いてございますが、宅建業法の免許ということを参加資格に定めております。

8ページの(11)のところでございますが、これもやはり同じようにグループのジョイントでの応募をしていただけるようにしております。

スケジュールは先ほどと同様であります。

9ページにまいりまして入札の関係でございます。「①入札の単位」というものがございまして、これは別紙4として30ページに地域の表を載せております。こういった基本的には都道府県単位になっているものが多いでございますが、首都圏では少し束ねたりしておりますけれども、こういった単位で応募していただくということを考えております。これは、1つひとつの相手の方と契約をしたりしなければいけないというようなこともあつて、非常に地域性が高いということ。それから、宅建業者の方で都県をまたがってできる仕事をしている業者数が2,000ぐらいで、1つの県内でやっている業者数というのが圧倒的に多いございまして、それが12万を超えるぐらいありますので、そういう意味でもある程度県単位にした方がいいのではないかという考え方でこのような形になっております。

それから、10ページにまいりまして5.評価の基準でございますが、これも先ほどと同様、総合評価方式であります。あとは、算式でありますとか評価基準などは先ほどとほとんど同じスタイルになっております。

その後は大体普通で特異なことはないんですが、13ページに少し変わったスタイルの話がありまして「(5)契約の更新」というところがございます。これは、先ほど申し上げたように貸付けの契約の更新とかということで、相手方の方があつて少し時間のかかるようなケースもあるでしょうということで、契約が切れる年度末のときに相手方の書類が全部返っていて全部終わっているとは限らないものですから、上から3行目ぐらいから書いてありますけれども、「相手方から契約を締結しないという意思表示がなされていない財産がある場合」、次の行にいきまして「既に立会いの日程調整が決定済であるなど」と、着手の途中になっている仕事は、その財産についてだけ委託契約を更新するという更新規定を置いております。

それから、14ページにまいりまして③から⑥、それから⑧辺りはやや特異な規定にはなっておりますけれども、これは宅建業者の方にやっていただいて御自身の宅建業、つまり利益相反になつたりというようなことを防止する規定が置かれております。

あとは、17ページの評価に関する事項は先ほどと同じような規定ぶりにさせていただいております。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、この業務そのものは以前から民間委託していたものですね。

○其田課長 はい。

○逢見副主査 いつごろからどういう形でやられていたのでしょうか。

○山田財務省理財局国有財産業務課課長補佐 未利用の方はかなり包括的にやっていたのですが、例えば草刈であれば昔からやっております、11年ぐらいに国の閣議決定がございまして、基本的に包括的にやりなさいということで包括化を図ってやってきたところでございます。

普通財産の方は仲立て委託という形で、これも前から委託はしてございましたが、今の形は12年になってきているようでございます。

○逢見副主査 見ていると、仕様書があって、いわゆる仕様発注でやってきた。今回は市場化テストですけれども、以前は価格だけの入札ということですか。

○山田課長補佐 未利用につきましては価格競争だけでございましたが、普通財産の方については21年度から総合評価方式を導入しております。

○逢見副主査 大体、同じ業者さんがずっと契約してきたんですか。

○山田課長補佐 大体そういった形ですが、去年であれば確か7者程度は業者が全国で変更されていると思いました。

○逢見副主査 事前に事務局から説明があったときに、一者入札が非常に多いというふうに伺ったんですけれども、それはどういう事情なのでしょうか。

○其田課長 なかなかこの業務をやっていただく人が、これまではちょっと大変だったというようなどころもありまして、宅建業協会とかに宣伝活動をして少しずつ複数入札が7%ぐらい増えたりとか、あるいはやってもらえる地域がなかったところもやってくれるようになったりとかはしております。

今回やはり3年にしましたので、そこで業者としても参入しやすくなるのではないかとということで期待をしておりますし、PR活動も少しネットワークを通じてやりまして、3年になりましたので是非参加してくださいというような活動はやっていきたいと思っております。

○逢見副主査 この市場化テストの趣旨は、競争を通じてサービスの質は維持しながら、しかし、できるだけ価格は低いところに持っていくということで、競争が成立することが前提としてやっているわけですので、是非この競争性の確保という点については実施に当たって留意していただきたいと思えます。

あとは、両方に関わるんですけれども、やはりイメージとしてざっと見たときに仕様発注で仕様書がきちんとできているので、逆に見ると果たして民間事業者の創意工夫の余地というのがどのぐらいあるのかなという感じがしているんです。創意工夫には期待するわけですが、どんなものが創意工夫として考えられるのでしょうか。

○山田課長補佐 大きく3つの業務がございますので、土壌汚染の調査とか調査物に関しましては民間の経験とかノウハウとか、そういったもので、どうしても我々は先ほど先生もおっしゃられているように、要は仕様発注じゃないかというような御意見ですが、定型的なものにどうしてもなってしまう、調査するときはこの幅でやってくださいとか、そういうふうな形になるので、今、求めているレベルが最低レベルなのかどうかという議論もございまして、そういった調査物

に関しては民間のいろいろな知恵を拝借して、少なくとも今のものよりは改善の提案があることを期待しているところでございます。

あとは、未利用につきましては、先ほど御説明した際に売却を前提にしておりますので、どうしてもその財産が例えば施設物の管理運営のように一つの財産をずっと一定期間管理するようなものではなくて財産が変わる場合がございますので、短期間の管理のイメージになると思います。したがって、どうしてもこの時点で草刈をやってくださいとか、こういうことをやってくださいというのは国側からある程度示してあげないと、逆に業者側にとってもやろうと思っていた財産が変わってしまえば、それは事務負担にもなります。

例えば、千葉県で人を手当てしていたのに、その財産がなくなって今度は東京が増えましたということもあり得ます。そういった財産の事情もございますので、今こういった仕様という形になっておりますが、我々としてはこれをお示しして、民間からこれを上回る提案をいただければと考えております。

○小林副主査 今のことに関連して、例えば評価表ですね。加点項目のところ、そういった創意工夫であるとか効率化だとか、いろいろなことの点数を付けていますね。例えば、65点の加点項目が未利用だとありますし、もちろん両方ともありますけれども、そのところで差がつく仕組みになるのかというのをちょっと心配しているんです。

結局は、そうすると価格競争になってしまうのかなと。それでも効率性は達成できるので、それでもいいということはあるかもしれないんですけども。

○其田課長 今までの業務委託の中でも、改善提案はどうぞいただきたいというふうに申し上げていたんですけども、そういった中では例えば土日も受け付けるようにしますとか、あるいは先ほど申し上げたように借地権をお持ちの方ですので、では自分もだれか別の人に売ります、国の底地もだれかに売りますということで、同時に売却するというようなスキームで、それを業者の方が提案されて、利用者というか、借地人の方にもメリットのあるような方法で財産の処理をしたということの提案をいただいたりといった実績があります。そういう国民に対するサービスを増大させるための工夫とか、そういったところでは是非またそういった新しいアイデアで御提案があるといいとは思っています。

○逢見副主査 委託費の支払方法も、契約単価掛ける件数で出す。これも仕様発注だとそういうやり方なんでしょうけれども、そうするとなかなか業務のやり方を効率的にやろうとしても、こういう契約単価掛ける件数だと反映されないんじゃないかと思うんですが、こういう形の場合は契約としてそこはやむを得ないんですか。

○其田課長 その成果に対しては、やはり入れていただいた入札の単価というものがありますので、そこより効率的にやっていただく部分でビジネスとしては採算をよくしていただくと。

○逢見副主査 それが単価に還元されると。

○小池大臣官房専門調査官 あとは、普通財産の管理処分の方で言えば、国有地を借りている人が申請によって底地を買いたいというふうなことで仕事を始めることになるわけですから、その予定数量が必ずしもきっちり決まっていな部分若干出てくるわけです。そうすると、どうしても単

価契約にせざるを得ない。

未利用地の方についても、土壌汚染だとか地下埋設物が出てきた財産については、その当該年度に売れないというふうな事情も出てくるので、そうするとそういう財産の売却の後ろ倒しをしなければいけないものですから財産の入替えが出てくるので、そちらの方についても単価契約にせざるを得ないという事情があります。

○逢見副主査 あとは、未利用地の方の5ページに(8)の「委託費等の支払方法」の③で「業務の是正措置」がございますが、これは国が検査した結果、改善、是正が必要であるという場合に、是正しなさいということを示すわけですね。それで、指示されたとおりは是正はされるということで、そのことによってその委託費の支払いには影響は出てこないということですか。

普通、ディスインセンティブというか、きちんとした仕様に満たない。改善したけれども十分でないという場合には減額とかという措置があるんですけども、減額については触れていないですね。そこはいかがですか。

○山田課長 例えば草刈であれば、一部できていなければ我々は草刈を全部させることが目的ですので、そこが完結できれば業務として重大な支障にはならないので、そのディスインセンティブを設けていないし、逆にインセンティブも設けていないというような形にしております。

○逢見副主査 ただ、4ページに何日以内にやりなさいという日数の指定みたいなものがあるでしょう。処理期間以内にできなかつたら、やりなさいと是正すればそれでいいということですか。

○其田課長 基本的には、割とそこは是正をしてくださいと言って是正をしていただく。それで、余りにもひどいことになる、やはり本契約において定められた事項に重大な違反があるとまで言えるようなことになれば契約解除という条項が最終的にはありますので、その手前で何か瑕疵があったからマイナスの点を付けて値段を下げるとか、そういうことは想定しておりません。

○逢見副主査 契約解除まではいかないけれども、やはりもうちょっとちゃんとやってしかるべきことというのがあり得るような気はするんですが。今まではそういう問題はなかったんですか。

○山田課長 今までは、速やかに是正するよということを示しますので、業者側も速やかに対応していただけるということがございます。

○江原財務省関東財務局管財第二部審理第一課長 今の御質問の関係ですけれども、1日2日という世界はあると思いますが、1か月遅れとか2か月遅れという事案というのは今まで発生したことはございません。それで、是正を出せばすぐ対応してくれますので、結果的には100点のものができ上がってくる。それが1日遅れた、2日遅れたということで減額するというのは、ちょっと無謀なのかなという気がしております。

○逢見副主査 そうすると、処理期間までに業務がもし全部できなかったとしても、国有財産管理という観点で言うと損害が生じるとか、そういうことはないということですか。

○江原課長 損害が生じるということは、未利用地に関しては出てこないです。

○逢見副主査 普通財産についても同じような感じですか。

○其田課長 普通財産の方はまさに相手のあることでありますので、契約をしなければいけないのに何か月も放置をされてしまったら、それはその間、貸付料が滞るとかということで損害があるこ



とはあるかもしれません。

でも、そこは何日以内にこういう手続きをなささいという処理期間の中でやっていただくのがまず第一で、どうしてもできないときは普通財産の方にはどうしてもできないかをきちんと書いて出せというふうな規定を置いておりますので、どうして一週間遅れたんですか、10日遅れたんですかと、業者の帰責性がそこで判定できる。そういう牽制は働くのではないかと思います。

○逢見副主査 そちらの方に行ったので、普通財産の方の今の改善計画でしたか。5ページの処理率というところで、遅滞なくできなかった理由を記載した書面を添付して目録等を返還するというだけで、できなかったという書類を出すだけでそれについてのペナルティはないんですよね。

○小池大臣官房専門調査官 売り払いですとか、5ページの上の表に書いてある処理期間のところに「申請書を国が受理してから」というふうなことが何か所かに出てきますけれども、価格の交渉とかをやるわけですから、申請された方はもともと買いたいと思って申し込むのでしょうけれども、国がその基準に基づいて業者が算定した価格で買えないということも起こり得るわけですね。そうすると、そこはその時点でこの後の事務の進展が見込めないので返していただく。

それで、この業務については何年か前から財務省の政策目標でも処理期間を明示して、その期間内でやってもらいますというふうな形でやっております、これまでのところ、そういった処理期間のことで国と業者の間で特に何かトラブルしているとかということはありません。

○逢見副主査 さっきの説明で、やはりその処理ができなければ損失、損害が発生しているということになるんじゃないですか。

○小池大臣官房専門調査官 売却とかの仕事で言えば、必ずしもそうではないと思います。双務契約ですから、国がどうしてもその国有地を買ってくださいということで歳入見込みに上げているわけではなくて民々の取引と全く同一なわけですから、民間の方でも底地を地主さんから買いたいという仕事と全く同一になるわけで、価格で折り合わないということは往々にしてある話だと思います。

○小林副主査 すごく基本的なことを言うと、つまりこれはサービスの質として質の競争ということも加味したものとして出てきているわけですね。そうすると、この質として設定した処理期間だとか処理率というものが、何らかその競争の中での機能を果たさなければいけないということだと思えます。そうすると、やはりこれができるかできないかということについて、民間事業者は競争参入するときにある程度の能力なり責任なりを負う。それを評価するということになると思うんです。

そうすると、この評価というのはやはり意味があるように反映されなければいけないだろうと思うんです。そうすると、こういうことをやってください。でも、もしこれができなかったら別にペナルティなく、ディスインセンティブもなくということになると、質の設定として設定する意味が余りよくわからないような気がするんですけども、どうなんですか。

○小池大臣官房専門調査官 業者の不作為とか錯誤とかに起因してその成果品が出てこないとかというのは、それはそうかもしれませんが、価格の部分については強制できないわけですから、それはやむを得ないんじゃないかと思います。

業者に、この価格で売れないから業者の任意でここまで下げていいということを許していませんので、国がその価格についてはこういうふうな形で算定してくださいと、そこまで処理の統一性という観点から指示しておりますので、それに基づいてその価格を算定された結果、相手方が買わないという場合については、それはやむを得ないんじゃないかと考えます。

○小林副主査 結局、さっきの評価表というか、加点のところではどこで評価されるということになりますか。そこにリンケージがあれば、ペナルティなどは特段というか、なくても理解できるような気がするんですけども。

その体制とか、処理方法の妥当性、独創性とか処理計画の妥当性とかということでしょうか。

○其田課長 例えば組織体系の加点のところの繁忙期における人員体制の確保といった辺りとか、手法の効率性とか、計画達成のための日程管理とか。

○小林副主査 そのそれぞれにもぐり込んでいるということでしょうか。

○其田課長 そうですね。

○逢見副主査 やはり、処理期間とか処理率を質に設定しているという意味が何なのかというのがまだ腑に落ちないですね。では、それができなくても何も改善というか、書面を出せばそれでいいという話だけなのか。

もし本当にきちんと契約して売却するということが目的であれば、売却するために更に業者に努力を促す仕組みというのはないのかとか、価格は下げられないというのはわかりますけれども、契約成立しなかったらそれで何もその後なしということで、この業務がそれでいいのかどうかというのがあって、では処理期間を何のために定めているのかというのがまだよく理解し切れないところがあります。

なぜその処理期間が必要なのか。処理率とは何なのかということがもうちょっと我々にも理解できるように、次回でもいいですけども、説明してほしいと思います。

○山田課長補佐 普通財産については達成率と言って、我々も 100%になるのはなかなか難しい点もあるので、限りなく高目の数字をとということです。

ただ、それが低い場合は、先ほどの改善の指示を出したときに、全体的な質を上げるように改善計画を出すようにという規定も実施要項（案）の中に設けておりますので、そういった意味でそのサービスの質の改善を上げていくというような仕組みを考えております。

委託費の支払いのところでも 6 ページでございますが、「管理処分等業務について、サービスの質に関して、国が必要と認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得なければならない」ということにしております。

未利用の方は、そもそもその期間内にできることが前提なものですから、当然それができるといえるという意味で、サービスの質ということで挙げさせていただいたわけですが。

○逢見副主査 それは、わかりやすいですね。

○小林副主査 こちらの普通財産の方は平成 21 年からということなので、出ているのかどうかわかりませんが、この基準かどうかはわかりませんが、21 年度の結果というのは出ているんですか。この処理率について、21 年度の結果というのは出ているんですか。

○山田課長補佐 今までの結果としましては、資料の 75 ページに 19 年度から 21 年度までの数字を挙げております。

○逢見副主査 こちらのほうがわかりやすいですね。例えば、処理率は 90%以上確保することとかというんだったらわかるけれども、こういう達成度、処理率という数字は目標にはならないんですか。

○江原課長 処理率の場合、申請をいただいて評価をして通知をする。結果的に、それが成約にならないければ処理にならないわけです。そうすると、それは先ほども申し上げましたけれども、民々でも同じですが、いざ価格を提示したらちょっと資金不足で思ったより高いから今回は断念しますということになると、それは処理できないわけですね。

○小林副主査 それはわかるんですけども、この 5 ページに書いてある何日以内とかというので処理しなければいけませんよというものの目的設定というのは、業者にしてみると、でも、いろいろな状況があるので、これを達成できない場合もありますよねと言ったら何の制約にもならないと思うんです。

だから、目的としてはそれぞれの件数で 30 日以内を目途にしますということを入れ込まないと。

○山田課長補佐 ここに書いてある処理率は、30 日以内と定めた以内になっております。ですので、100%のものは 30 日以内のものになっているということです。

○小林副主査 そうですよ。私が言っているのは、目的というのは定量的に測れなければいけないということを言っているわけです。できる限り定量的に測ることが目標設定には必要なわけで、業者の方は何%達成すれば達成することが努力目標なんだという方がわかりやすいじゃないですか。だから、ある案件ごとにいろいろな状況があって達成できないこともありますよねというのはあるけれども、それだと目標にならないんです。

だから、今までせっかくこういう 75 ページ以降のデータがあって、100%だとか 70%だとかいろいろなばらつきはありますけれども、それぞれある一定程度の目安というのがここに 3 年間分あるわけですから、その何%はやはり達成してください。できるだけこの処理期間を守って達成してくださいよということの件数、何件の中の何十%という方が非常に見やすいというか、目標設定としてはわかりやすい、目標値としては持ちやすいということなんです。だから、そういうものを使った方がよろしいですね。

○逢見副主査 だから、やはり定量的なものが何か要るんじゃないかという感じはします。

○小池大臣官房専門調査官 おっしゃることはよくわかって、結論から言うと検討したいと思えますけれども、その一方で価格の面で成約に至らないという事実もあるので、それをどういうふうにかウントするかという問題はあるところなんです。

○逢見副主査 だから、努力目標でもいいんです。何か到達目標として。

○其田課長 あとは、設定の仕方もいろいろあると思いますので、ちょっとそこは勉強させてください。

○逢見副主査 それから、従来の実施に要した経費のところが全部委託だから委託費しか出てこないんですけども、例えば人員などについて必須項目に必要な人員が確保されているかとかという評価要素がありますね。そこはどういうふうに見るんですか。

○小池大臣官房専門調査官 何人ということで定めています。要は、業務量を過去の経験から勘案して1名とか設けております。

○逢見副主査 それは、実施要項（案）のどこかに出てくるんですか。

○山田課長補佐 資料としては、普通財産の30ページのところです。

○小林副主査 それは、こちらの未利用地の方だと非常にわかりにくくて、40ページのところに年度別実績表があるんですけども、つまり36ページのところで委託費が年度ごとにかなり違っていていると思うんです。かなりばらつき、増減がありますね。

それが、40ページのところの細かい表を見ると、19年度にはやっていたけれども20年度にはやっていないとか、21年度にはやっていないとかということがあって、それが単価契約なので、そのところがない年、例えば樹木伐採等などは19年度はあるんだけれども、20年度がなくて21年度にはあるというのがあったりするんです。こういうことは、予測はつかないんですか。

○山田課長補佐 今回は3年間実施しますので、現在予定しているものを予定数量として入札のときには件数は挙げます。それがないと、結局単価を入れていただいても総額で競争ができませんので。

○小池大臣官房専門調査官 19、20は基本的には一緒なんですよ。

○江原課長 19、20は一緒です。

○小池大臣官房専門調査官 21年度で調査を増やしたんですね。

○江原課長 そうです。項目が変わっているんです。

○山田課長補佐 業務の拡大を図っておりますので、調査物を新たに追加しております。

○小林副主査 36ページの未利用地のところですけども、注意事項の3.の「なお」というところに若干説明が書いてあるんですが、何かちょっと不親切な感じがしないでもないですけども、どうですか。不親切じゃないですか。

○山田課長補佐 事務局といろいろ御相談させていただいて……。

○小池大臣官房専門調査官 測量を追加したというのは、相続税法が改正になって物納者に求償できる期間が有限になったんですね。だから、逆に土壤汚染がないとか、地下埋設物がないとかとやらないと求償できなくなっちゃうものですから、そういった面もあって。

○小林副主査 今のは、普通財産ですよ。

○小池大臣官房専門調査官 これは未利用の方です。

○山田課長補佐 ですので、変わった項目をもう少し丁寧にということであれば、事務局と御相談させていただいて。

○小林副主査 そうですね。もう少しわかりやすくということ。

それから、評価委員会を設置するというのが書いてあったんですけども、評価委員会の構成メンバーについては何も書いていないんですが、それは……。

○山田課長補佐 基本的には、内部の国の職員を想定しております。

○逢見副主査 委員会の基本的な見解として、内部だけではなくてできるだけ第三者も入れて評価してほしいというのが基本的考え方としてあるんですけども。

○山田課長補佐 考え方は十分承知しておりますが、従来から普通財産の方は国がやっているのと、別途予算上の関係で謝金を手当しなければいけないとか、細かい話もございまして、この業務の関連から言えば内部での判断で、外部の有識者の方をお願いして御判断いただくレベルでもないのかなということを現在判断しております。

○其田課長 ただ、中では国有財産の担当をしているセクションだけではなくて、いわゆる官房の会計の方の人とかということで、違うラインの者を入れるようにしております。

○小林副主査 それでは、財務省の財務局の未利用地と、それから普通財産の管理処分等業務についての審議はこれまでにさせていただきたいと思っておりますけれども、今、審議の中で出てきた検討事項をまた事務局との間で詰めていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○事務局 それでは、御指摘いただきましたサービスの質の部分と、情報開示の経年の変動の要因等の注記につきましては、調整の上、修正版をお送りさせていただき、パブリックコメントにかけさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小林副主査 パブリックコメントは、いつぐらいですか。

○事務局 パブリックコメントは、修正が終わりましたらなるべく早いタイミングでかけさせていただければと思っておりますが、次の審議は10月の半ばを予定しておりますので、9月半ばぐらいからやらせていただければと思っております。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては次回の審議で議了する方向で調整したいと思っておりますので、本日の審議について事務局と調整をいただきたいと思います。

また、意見募集の結果も踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。